

令和3年2月10日開催

第 26 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

# 第26回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月10日(水) 午前10時00分

2. 開催場所 新ひだか町コミュニティーセンター

3. 出席委員 10 人 (欠席委員0名)

1	番	酒	井	薫	出
2	番	山	野	美	出
3	番	中	村	ト	出
4	番	西	村	和	出
5	番	岡	田	夫	出
6	番	安	田	悦	出
7	番	土	居	正	出
8	番	前	谷	武	出
9	番	野	表	篤	出
10	番	金	森	靖	出

4. 出席事務局職員

事務局長	久	保	稔
主幹	神	谷	貴史
再任用職員	石	丸	修司

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 現況確認について

議案第1号 農地法第18条第6項等の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第6号 現況証明下附願いに対する発給について

議案第7号 令和2年贈与税・相続税及び不動産取得税の猶予(継続)届出に係る営農証明発給の適否について

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

6. 会議の概要

<p>事務局長</p> <p>会長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>それではこれより、令和3年2月10日招集、第26回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。          なお、本日の欠席者は、ございません。          以上により、出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。          それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>挨拶</p> <p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、3番中村委員、4番西村委員にお願いいたします。          以上で日程第1を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>5番 8番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に日程第2の報告第1号、現況確認についてを議題とします。          報告第1号1番及び2番を一括して議案の説明をお願いします。</p> <p>それでは、報告第1号の議案書をご覧ください。現況確認については2件です。          議案書をもとに説明します。</p> <p>【報告第1号1番及び2番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番は、申請地は農用地区域内の農地で、ここに軽種馬の坂路コースを造成するべく現況確認の申請がありました。          昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、既存コースを延長するかたちでの造成となり、周囲の営農に影響はなく、農業用施設用地としての造成はやむを得ない旨の意見をいただいております。          順位2番は、公簿が山林で、農用地区域外にある山林を切り開いた農地です。通年、湿地のため、農機具での管理が難しく、植林して山林に戻すべく現況確認の申請が出されています。周囲は山林であり、ぬかるみで肥培管理が難しいことから、担当農業委員からは、山林とするのはやむを得ないとの意見を頂いております。</p> <p>ただいまの説明について、地区担当農業委員から補足説明ありませんか。</p> <p>ありません。          ありません。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。          (質問、意見なし)</p> <p>なければ、報告第1号1番及び2番は事務局の説明のとおり、承認することとしてよろしいですか。          (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、報告第1号1番及び2番は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>次に議案第1号、農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。          事務局より議案第1号1番から4番について、一括して説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認については4件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第1号1番から4番を議案書をもとに説明】</p> <p>ただいまの説明について、地区担当農業委員から補足説明ありませんか。</p>

9番 1番・7番	ありません。 ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	なければ、議案第1号1番から4番は事務局の説明のとおり、承認することとしてよろしいですか (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号1番から4番は事務局の報告どおり承認することといたします。
議長	次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 議案第2号1番について事務局説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については3件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに説明】  順位1番は、利用効率を図るため近隣農地を取得するもので、譲受人は経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと思われま。以上ご審議をお願いします。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
9番	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番について、これを許可することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可することと決定いたします。
議長	ここで、事務局より追加案件の申し出がありますので、これを順位2番、3番として許可します。 順位2番について事務局説明してください。
事務局	【議案第2号2番を議案書をもとに説明】
事務局	順位2番ですが、賃貸していた農地を買い受けたいということで、昨年、集積で賃貸したところになります。なお、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。以上ご審議をお願いします。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号2番について、これを許可することに異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号2番はこれを許可することと決定します。
議長	次に事務局より議案第2号3番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	【議案第2号3番を議案書をもとに説明】

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>9番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>順位3番ですが、生前贈与により農地を親より譲り受けたいということで、この方一括生前贈与ではなく、相続時の精算課税制度を選択するというお話を聞いています。以上ご審議をお願いします。</p> <p>ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。(質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第2号3番について、これを許可することに異議ございませんか。(異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第2号3番はこれを許可することと決定します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>1番・7番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第3号1番の議案の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第3号1番の議案書をご覧ください。農地法第4条の規定による許可申請について議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第3号1番を議案書をもとに説明】</p> <p>転用の理由は、後継者のため農家住宅を新築するべく申請があったものです。なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第4条第1項の転用不可の項目に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、営農管理の利便性、周囲への影響等考慮されており、やむを得ない転用とのご意見をいただいております。以上ご審議をお願いします。</p> <p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>ありません。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。(質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第3号1番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。(異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第3号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問にかけ、北海道へ進達することに決定しました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議案といたします。議案第4号1番と2番は関連がありますので、一括して事務局説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第4号の議案書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、所有権移転が3件、利用権設定が4件の7件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第4号1番及び2番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番と2番は所有権を取得する方が同じで、経営規模拡大のため近隣の農地を買い受けたいものです。なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。</p>

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

5番 ありません。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号1番から2番の集積計画を決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号1番から2番の集積計画について、これを決定とします。

議長 次に順位3番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位3番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

【議案第4号3番を議案書をもとに説明】

順位3番ですが、経営安定・効率化のため賃貸していた農地を取得するものです。この案件については、昨年3月に強化法による賃貸でたところになります。なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

6番 この件ですが、所有権を取得する方は、昨年3月の総会で、新規就農として入るとい話しだったと思うのですが、今日まで農場をやっているという実態が無いように見え、判断しかねるので聞いてみたのですがどんなものでしょう。

事務局 長 私の方から補足説明させていただきます。先ほど説明あったとおり昨年3月に賃貸結んでいて、その時に、もともと〇〇町で牧場をやっていて、そこで新規の会社を立ち上げたが、今回案件の農地所有者と折り合いが付き、会社本体を三石へ移したいということで新規の参入でした。その際には住宅も含め施設全部をとという考えを持っていて、牧場を整備し、徐々に〇〇町の方を引き払い、本社を三石に移すということで聞いていました。移転時期については、現在の所有者が引き払うタイミングで移転させて欲しいということでありましたが、牧場の整備、肥培管理、その他はしているということで、農地を持つことは問題ないと判断しています。4月に現在の所有者が住宅を引き払い、従業員と馬が入れるということで聞いています。それから〇〇町の牧場についても、〇〇町の農業委員会に確認して、普通に経営していて、最終的には〇〇町の牧場は引き払うか、分譲で残るとかという状況になっていたと聞いていたので、本案件については、そのまま進めて良いということで事務局は判断しましたのでよろしくをお願いします。

6番 本人が実際にやっていなくても良いということですか。新規で入っているの、本人がやらなくてはならないと思ったのですが、そうではないということですね。

事務局 農地所有適格法人については、農作業に従事する役員または従業員がいることが要件になりますが、従事者は、今、〇〇町にいる方が、こちらに入るということで営農計画が出ています。新しい場所への移転が遅れているのは事実ですが、牧場の整備、肥培管理などでできており、移行期間中ということで、法人としては適格にできていると判断しています。

4番 営農証明は、〇〇町から出ているのでしょうか。

事務局 長 前回の時に出ていて、その方が構成員に入っていることも確認しています。移転のタイミングが、従業員ごと来ないと見れないので、当初より整備の方を重点にしてやりたいとの意向を聞いていて、時期がズレたのはありますが、家が空いた時点で、馬も入れるということで、事務局も問題ないと判断しましたのでご理解いただきたいと思います。

4番 今回は、牧場を売って閉めるという案件で、今のように実態がどうだとか、こうだとかということの協議をしなければならぬ難しさって何かあるのでしょうか。単純に新たな牧場をそこで開きたいということで、そこに来るのではダメなのか。委員会の判断としては、土地を求め来た時

の判断はどうか。

事務局

今回の件については、準備期間がある程度必要だということと、あと現在の所有者が、ようやく家が出来上がったので全部きれいにして出ていきたいということも聞いていますので、転居と準備期間に時間が掛かり過ぎたところもありますが、準備が整ったので、随時、計画通り実行するということで確認はしています。ただ、委員さんの疑念もありますので、事務局としては逐一見ながら対応していきたいと考えています。

議長

理解いただきましたか。その他、何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長

採決いたします。議案第4号3番の集積計画を決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長

賛成多数ですので、議案第4号3番の集積計画について、これを決定とします。

議長

次に順位4番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、順位4番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

**【議案第4号4番を議案書をもとに説明】**

順位4番ですが、経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです。  
なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番

ありません。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長

採決いたします。議案第4号4番の集積計画を決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長

賛成多数ですので、議案第4号4番の集積計画について、これを決定とします。

議長

次に順位5番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、順位5番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

**【議案第4号5番を議案書をもとに説明】**

順位5番ですが、経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです。  
なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。  
これについては、この後、順位6番と7番で出てくる土地と共に隣接している農地で、借主についても近隣もしくは隣接して経営地がありまして、これを借りることで効率的な利用ができるということです。  
以上で議案の説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

1番・7番

ありません。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長

採決いたします。議案第4号5番の集積計画を決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長

賛成多数ですので、議案第4号5番の集積計画について、これを決定とします。

議長	次に順位6番から7番については関連がありますので、一括して議案の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、順位6番から7番について、議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第4号6番・7番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位6番と7番は利用権の設定をする方が同一で、利用権の設定を受ける方は、それぞれ経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです。          なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。          以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
1番・7番	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号6番から7番の集積計画を決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号6番から7番の集積計画について、これを決定とします。
議長	次に議案第5号、農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について、議題とします。 事務局より議案第5号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、議案第5号の議案書をご覧ください。農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見については、除外が1件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第5号1番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番は、先ほど議案第3号の農地法第4条で転用があがっています農家住宅の新築でございます。既存の住宅の老朽化のため新築するもので、計画地は放牧地や施設に隣接した農地で、最適地であると判断し選定したものです。          以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
1番・7番	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号1番について、これを適当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見とします。
議長	ここで、事務局より追加審議の申し出がありましたので、これを許可します。 順位2番について事務局説明してください。
事務局	順位2番は、順序が逆になってしまいますが、このあと追加議案で審議していただきます5条の転用案件ございまして、先に農振の用途変更についてご審議いただきたいと思っております。
事務局	<p>【議案第5号2番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位2番は、飼養頭数の増頭により、厩舎等の農業用施設を建築するもので、計画地は放牧地や施設に隣接した農地で、最適地であると選定したものです。          以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>



議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
5番	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号2番について、これを適当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号2番はこれを適当であると決定し、町長への意見とします。
議長	次に、議案第6号現況証明下附願いに対する発給についてを、議題といたします。事務局より、議案第6号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、議案第6号の議案書をご覧下さい。現況証明下附願いに対する発給については5件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第6号1番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番ですが、宅地が連続した都市計画区域内にある農地で、ここは事務所と工場敷地として長年使われているところで、地目変更登記のため証明願いが出されたものです。昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたとき、周囲は宅地化されており、事務所が建っているなど非農地である旨のご意見をいただいております。以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
4番	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第6号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第6号1番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に順位2番についてを、議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、順位2番の議案書をご覧下さい。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第6号2番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位2番についても、都市計画区域内にある農地で、地目変更登記のため証明願いがあったものです。昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたとき、周囲は宅地化されており、今後、営農作付する見込みのない土地であることから、非農地である旨のご意見をいただいております。以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
4番	議案第6号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第6号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第6号2番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に順位3番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位3番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

【議案第6号3番を議案書をもとに説明】

順位3番は、農地に隣接する建物が建っている宅地で、この度、公簿が農地のままになっていることから、ここを地目整理するために証明願いが出されております。

昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたが、申請地に古い倉庫が建っており、非農地である旨のご意見をいただいております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

5番 議案第6号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第6号3番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第6号3番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に順位4番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位4番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

【議案第6号4番を議案書をもとに説明】

順位4番ですが、都市計画区域内にある農地であり、この度ここを地目整理し処分するために願ひ出がありました。

昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたが、周囲は宅地化されており、今後、営農作付する見込みのない土地であることから、非農地である旨のご意見をいただいております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第6号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第6号4番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第6号4番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に順位5番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位5番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

【議案第6号5番を議案書をもとに説明】

順位5番は、周囲が宅地化された都市計画区域内にある農地で、この度ここを地目整理し、処分するために願ひ出がありました。

昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたが、周囲は宅地化されており、今後、営農作付する見込みのない土地であることから、非農地である旨のご意見をいただいております。

以上で議案の説明を終わります。

議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
4番	議案第6号5番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第6号5番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第6号5番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に、議案第7号令和2年贈与税・相続税及び不動産取得税の猶予届に係る営農証明の発給についてを議題といたします。 事務局より、議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第7号の議案書をご覧ください。対象件数は10件です。  【議案第7号を議案書及び資料をもとに説明】
事務局	本案件について説明します。別添名簿の方より、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税等の納税猶予の適用を受けるため、農業を引き続き行っている旨の申請書が提出された際に、営農証明の発給することになりますが、その適否について審議願うものです。本案件は、農地の一括生前贈与により、贈与税及び不動産取得税の納税猶予・徴収猶予を受けられている方が、継続してその猶予を受けるために3年ごとに継続届出の手続きをするもので、営農していることが要件の一つとなっているものです。 別添名簿の該当者10名については、現在も農地を所有し耕作されており、営農証明願いが出された場合、発給できるものと事務局では考えております。
議長	ただいま説明がありましたように、すべて適格要件を満たしているとのことですので。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	それでは、採決いたします。議案第7号については、該当者から証明願いがあった場合、営農証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第7号については、営農証明を発給することと決定いたします。
議長	ここで、事務局より追加議案の申し出がありますので、これを議案第8号として許可します。 事務局説明してください。
事務局	議案第8号については、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。それでは、別添資料をご覧ください。  【議案第8号を議案書及び資料をもとに説明】  転用の理由は、軽種馬の飼養頭数の増加により、厩舎等の農業用施設を建築するものです。なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用不可の項目に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。また、施設拡充による従業員確保についても農地以外の隣接地に住居の建築を予定しているところでございます。 昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、拡張のための施設、人員の確保等しっかり計画されており、やむを得ない転用とのご意見をいただいております。 以上ご審議をお願いします。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

<p>5番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>ありません。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第8号1番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第8号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問にかけ、北海道へ進達することに決定しました。</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第26回総会を閉会いたします。</p>
	<p>(終了時刻 午前11時00分)</p> <p>以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。</p> <p>令和3年2月10日(議事録調整日 令和3年4月26日)</p> <p style="text-align: right;">新ひだか町農業委員会会長 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 <span style="float: right;">㊟</span></p>